対馬市市営旅客定期航路船舶建造工事仕様書

対馬市市営旅客定期航路船舶建造工事（以下「工事」という。）に係る提案書は、航路改善計画及び対馬市市営旅客定期航路船舶建造工事仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき策定すること。なお、提案書の提出部数や体裁等は、対馬市市営旅客定期航路船舶建造工事プロポーザル実施要領によること。

Ⅰ　工事目的等

１．工事目的

工事の目的は対馬市が運営する樽ヶ浜～仁位航路において現旅客船「ニューとよたま」（以下「現船」という。）が建造後２７年経過しており、騒音、振動、空調の故障等による乗り心地の悪化、近年、主機関のオーバーホール等により維持、管理費用の増加といった、老朽化に伴う諸問題を解決するため、現船の代替として就航する旅客船（以下「新船」という。）の設計、建造、納入を目的とする。

２．工事名

対馬市市営旅客定期航路船舶建造工事

３．工期

契約締結の日から平成２７年３月３１日まで

４．設計、施工及び納入までの予算額

１２１，０００，０００円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

Ⅱ　工事仕様等

１．総則

仕様書は、対馬市が発注する工事において、契約を締結する者（以下「請負者」という。）に要求する新船の仕様を示す。

また、仕様書に記載のない部分及び協議事項としている部分については、提案書等に基づき請負者と対馬市が協議して定める。なお、決定しない場合は対馬市の指示による。

２．工事概要

請負者は仕様書の条件を満たした船舶を設計、施工し、納入すること。

３．損害補償

工事に起因する損害は、請負者の責任と認められる部分についての補償は請負者の負担とする。

４．事故防止

工事に際しては入念に施工するとともに、安全に十分考慮し不慮の事故を未然に防止する対策を十分に施さなくてはならない。

５．仕様

新船建造の基本方針は旅客船として必要な諸設備を有し、凌波性、耐波性、復原性が良好なものとする。また、良好な推進、操舵性能を具備し堅牢かつ軽量な構造とし、観光船としても使用できる旅客船として優美な外観を備え、バリアフリー対応の小型・省エネルギー船舶であることを基本とし、次に掲げる全ての条件及び航路改善計画の趣旨を満たす設計、施工とすること。

（１）　船種

船種は純客船とする。

（２）　航行区域

航行区域は平水域及び限定沿海とする。

（３）　船質

船質はＦＲＰ（強化プラスチック製）とする。

（４）　総トン数

総トン数は２０トン未満の小型船舶とし、１９トン程度とする。

（５）　全長、全幅及び深さ

時化に強い船体とするため全長、全幅、深さは本航路の特性にあわせた諸元とする。ただし、全長については寄港地の浮桟橋の関係から１５．８５ｍ（船首から船尾の全長）を超えないものとする。

（※参考　現船登録寸法　長さ１１．９５ｍ、幅４．３９ｍ、深さ１．５０ｍ）

（６）　旅客定員

旅客時（平水域航行時）の旅客定員は４５人とする。ただし、非旅客時（限定沿海航行時）については９人とする。

（７）　乗組員定員

旅客時（平水域航行時）及び非旅客時（限定沿海航行時）の乗組員定員は３人とする。

（８）　航海速力

航海速力は最大２７ノット程度(現船程度)で通常航海速力は２０ノット程度(現船程度)とする。なお、航海平穏海象における航海速力は２０ノット程度、最大速力が２７ノット程度を確保し、荒天海象においても２０ノット程度の速力で航行でき、旅客に不安感を与えない十分な凌波性、構造強度、復原性を有すること。

（９）　船体部

船体は必要に応じ十分な強度と水密性を保持し、振動防止、ねじれ等を十分配慮した軽量かつ強靭な構造とすること。

通常の通路に面する部分は怪我防止のため丸みを持たせる加工、平滑に仕上げること。なお、艤装品の取り付けについては電気防蝕を十分配慮すること。

①　区画

船体の区画は水密隔壁で仕切られた必要な機関室、倉庫、タンク室、空調機室等を適正

に配置し、甲板室には操舵室、客室、トイレ、暴露部を配置すること。また、高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）に適合するほか、高齢者等が利用しやすいように客室を配置し、客室の出入り等についても配慮すること。なお、トイレ設備は、バリアフリー化、車椅子利用対応の多目的トイレ、手摺りの設置等、関係法令上義務付けられている対応を行うこと。

②　船底形状及び構造

ア．船底形状はＶ型の単胴船とし、可能な限り曳き波を低減させる形状とする。

イ．船底構造は骨材による縦肋骨単底構造とする。

ウ．キール、主機関下部は増厚すること。また、船底開口部周辺部においても増厚すること。

③　船側構造

船側構造は骨材による縦肋骨構造とする。また、外板保護のため最適な幅、最適な高さの合成木材の防舷材を２条設けること。

④　甲板構造

ア．甲板は単板構造で旅客、小荷物、荷物等の荷重に十分耐えることができる構造とすること。

イ．暴露部には、旅客定員の３割程度の旅客席を設けること。

⑤　隔壁

隔壁は船体のねじれ、変形を最小限に保ち船型の保持に必要な強度を有すること。

⑥　甲板室

縦肋骨方式とし、前壁、側壁、後壁は防撓材を囲壁にＦＲＰ積層し囲壁の周囲と甲板とはＦＲＰ２次層で取り合うこと。また、天井には適当な梁矢を設けること。

⑦　機関台

機関台は積載荷重、振動等を考慮し、堅固な単板桁にＦＲＰ製機関台取り付け構造とすること。

⑧　電気防蝕

ア．流電陽極法により自然電位の低い保護板を使用し、保護金属板は１年ものを使用すること。

イ．取り付け場所及び数量は海水露出の金属部を十分保護すること。

ウ．保護亜鉛板は最適な場所に最適な数量取り付けること。

エ．アース板は船底外板に１箇所設置すること。

⑨　係船装置

ア．クロスビット（ステンレス製）を船首、船尾に最適な数量を設置すること。

イ．ボラート（ステンレス製）を船側に最適な数量を設置すること。

ウ．クリート（ステンレス製）を船側に最適な数量を設置すること。

エ．固定ゴムフェンダー（ゴム製）を船首、船尾に最適な数量を設置すること。

オ．ファリーダー（ステンレス製）を船首に最適な数量を設置すること。

カ．フェンダーを船側に最適な数量を設置すること。

⑩　諸管装置

ア．管は膨張、船体の撓み等による応力に耐えることができるよう設置し、振動に耐え

ることができるように十分、支持固定すること。

イ．管が他からの衝撃により破損を生じる恐れがある箇所は、アルミ板又はゴム材等により適切に保護すること。

ウ．内張を通る管及び室内に露出する管は必要に応じた防滴処理を行うこと。

エ．水密隔壁、甲板等を貫通する部分には水止めを施すこと。なお、その他の水密を要しない貫通箇所は必要に応じて増厚又は縁金により補強した大穴とすること。

オ．管の接続には適宜、フランジ、ユニオン、スクリューソケット又はスリーブを使用すること。

カ．管、フランジ、弁等は適当な位置に和文にて名称を入れた銘板を取り付けること。

⑪　管材料

ビルジ管、油圧、燃料管、燃料取り入れ管、清水管、清水取り入り管、燃料空気抜管、燃料測深管、甲板排水管、居住区排水管、汚水管及び海水管等の必要な管の材質は、用途に応じたブレードホース、銅管、鋼管、アルミ管、ステンレス管、ゴムホース又はアクリルゲージ等の最適な材質とすること。

⑫　諸管等

ア．各タンクには空気抜管を設けること。また、燃料の空気抜管頭部はグースネック型とする。

イ．燃料タンクにはアクリルゲージを装着し、簡易フロート液面計により操舵室で油量を表示すること。

⑬　マスト

マストはアルミ製とし、アンテナ、航海灯、信号旗掲揚金具及びレーダー空中線等の各架台を取り付けること。なお、耐衝撃性等を考慮し取り付けは強固なものとすること。

⑭　手摺り及び昇降装置

ア．操舵室、客室、機関室等に必要な梯子を設置すること。なお、数量及び材質等については最適なものとすること。

イ．船首部、船首ブルワーク上、船尾ブルワーク上、操舵室、客室、トイレ等の必要な場所にステンレス製の手摺り、ストームレールを設置すること。

⑮　倉口、点検口及び脱出口

倉庫、タンク室、空調機室、機関室等に口を設けること。また、数量及び材質等については最適なものとすること。なお、外部の開口閉鎖装置は十分な風雨密性を保ち、外部から開放できるものは鍵付きとすること。

⑯　採光、通風及び扉

ア．操舵室、客室、トイレ等に固定窓を設置すること。なお、数量、場所、窓枠材質等については最適なものとすること。

イ．②操舵室、客室、トイレ等に扉を設置すること。なお、数量、場所、材質、開閉方向等については最適なものとすること。

ウ．機関室、客室、倉庫、タンク室等に電動ファン、換気扇、自然通風口等の通風装置を設置すること。なお、数量、場所、方法等については最適なものとすること。

⑰　空調装置

操舵室、客室、トイレ等に空調を行うための装置を設置すること。また、数量、性能等

については最適なものとすること。なお、装置は実績がある国産メーカーで、納入後、対馬市内で保守、修理等の対応がスムーズにできるものとする。

⑱　諸室艤装

ア．艤装工事は丁寧に施工し旅客船としての使用目的に相応しい仕上げとすること。

イ．内張の仕上げは内部の配線、配管の保守点検に便利なように施工すること。

ウ．客室の通路部の高さは１．８m以上とすること。

エ．スピーカー等のカバーは室内に相応しいものを取り付けること。

オ．室内の消火器具は壁面に装備すること。

カ．救命胴衣はロッカーに格納すること。

キ．根太、内張は難燃材とすること。

ク．カーテンは防炎加工のものとすること。

ケ．機関室内は防音、防振、防熱対策を十分施すこと。

コ．倉庫には木製床式を設けること。

⑲　救命設備

救命浮器、救命胴衣（大人用、小人用）、小型船舶用救命浮環、信号紅炎等の救命設備を装備すること。なお、数量、装備箇所等については最適なものとすること。

⑳　消防設備

客室、操舵室、機関室等に必要な消火設備を装備すること。なお、数量、設置場所、設置方法等については最適なものとすること。

㉑　甲板及び外舷艤装

ア．船首、船尾両舷にゴム製固定防舷材を取り付けること。なお、数量、設置位置等は最適なものとすること。

イ．ホーンクリートを設置すること。なお、数量、設置位置等は最適なものにすること。

ウ．オーニングはＦＲＰ製とすること。

㉒　属具及び備品

次の表の属具及び備品を必ず装備すること。

分類	品　　名	数量	型　　式　　等
錨、索類	錨	1	ダンフォース型　最適な重量及び材質
	錨索	1	最適な材質、太さ及び長さ
	係船索	2	最適な材質、太さ及び長さ
船舶灯	マスト灯	1	電気式　甲種前部灯
	舷灯	1対	電気式　甲種小型船舶用
	船尾灯	1	電気式　後部灯
	停泊灯	1	電気式　小型船舶用
	紅灯	2	電気式　小型船舶用
航海用具	時計	1	船舶用
	双眼鏡	1	最適なもの
	晴雨計	1	
	磁気コンパス	1式	卓上型、最適なもの
	国旗	1	
	船主旗	1	
	黒色球形形象物	3	最適な大きさのもの
	号鐘	1	最適な大きさのもの
	汽笛	1	第３種
	神棚	1	
	航海用レーダー反射器		最適な数量

※①この表に関わらず、夜間航行に支障のない航海灯等を設備すること。
②この表に関わらず、その他法令で規定されている備品を設備すること。
③法令等で基準が示されている場合は、基準の機能、数量等に基づくものとすること。

(10)　機関部

①　主機関

ア．出力は定格３２０ＰＳ程度とする。

イ．数量は２基とする。

ウ．起動方式は電動式とする。

エ．燃料はＡ重油とする。

オ．据付方式は防振支持とする。

カ．機関制御方式は機械式とする。

キ．クラッチ装置は油圧多板式（Ｖドライブ方式）の２台とする。

ク．主機関の発停は操舵室内で行うものとし、機関室においても発停止可能なものとする。

ケ．警報モニターはチャージ、機関油圧、冷却水温及びクラッチ油圧を備える。

コ．遠隔操舵装置は電気ワイヤー式とし、主機関の回転制御、クラッチ装置の制御を行

うものとする。

サ．実績がある国産メーカーで、納入後、対馬市内で保守、修理等の対応がスムーズにできるディーゼル機関とする。なお、低騒音、低振動、省エネルギー対応型とし、速力の確保に無理がないものとする。

シ．低速燃費性能が良好なものとすること。

② 発電機関

発電機関を１基設置し、運行時及び停泊中のアイドリング時に冷暖房等の電源を確保すること。なお、実績がある国産メーカーで、納入後、対馬市内で保守、修理等の対応がスムーズにできるものとする。

③ 推進装置

ア．プロペラ軸は、強度、耐食性に優れた材質のものとする。

イ．シャフトブラケット方式の２軸とする。

ウ．プロペラは３翼以上とし、材質は最適なものとする。

④ 舵装置

舵の設置数、形状、設置場所については、操作性等に十分配慮したものにすること。

⑤ ポンプ等機器

必要なサニタリーポンプ、空調機冷却海水ポンプ、空調機ドレン排水ポンプ、清水ポンプ、ビルジポンプ等のポンプを装備すること。なお、装備数は最適な数量とすること。

⑥ 諸タンク

必要な燃料油タンク、燃料増設タンク、清水タンク等のタンクを装備すること。また、装備数、容量、材質は最適なものとすること。なお、付属機器のドレン抜き、ゲージ等についても最適に付属させること。

⑦ 諸管装置

諸管は用途に適したものを使用し、必要な箇所にこし器、バルブ、スカッパー等を設けること。

ア．主機関の燃料管は銅管とし、燃料タンクから機関の燃料こし器、ポンプまで配管し、機関からの戻り油はタンクに返すように配管すること。

イ．海水管はステンレス鋼管及びゴムホースとし、海水吸入口にはローズプレートを設けること。また、主機関用海水管は船底弁から海水こし器を経て主機関まで配管し、主機関からミキシング装置まで配管すること。なお、一部は船側に排出すること。

ウ．ビルジ管はブレードホースとし、機関室、空調機室及び倉庫の底部に吸入口を設け、ビルジポンプを介して船外に排出できるように配管すること。

エ．清水管はブレードホース及び塩ビ管とし船体各部に配管すること。

オ．油圧管は銅管とし、操舵油圧ポンプから操舵スタンドまで配管すること。

カ．排気管は機関排気口からミキシング装置までを鋼管製とすること。また、ミキシング装置から先は繊維強化プラスチック製で施工し、必要な箇所にゴム継ぎ手を装備すること。

キ．主機関用消音器はＦＲＰ製とし、排気管はトランサム部で船外に出し、海水が逆流しないようにすること。

⑧ 予備品及び工具類

ア．予備品は小型船舶安全規則等に準拠して装備するほか、メーカー標準により供給するものとし、格納箱に収納すること。

イ．各機器付属の工具類は格納箱に収納すること。

(11)　電気部

①　電源装置

ア．交流発電機を１基設置し、必要な消費電力に対応できる性能をもつもののとすること。

イ．変圧器を１基設置し、必要な消費電力の変圧に対応できる性能をもつものとする。

ウ．主機用及び補機用蓄電池を必要な台数、最適な能力のものを設置すること。

エ．電源装置は実績がある国産メーカーで、納入後、対馬市内で保守、修理等の対応がスムーズにできるものとする。

②　配電装置

ア．発電機及び船内各負荷部に給電する配電盤１面を操舵室に装備すること。

イ．配電盤には配線遮断器、各種計器、表示灯、その他必要な計器を完備し、１箇所において船内の配電、制御ができるようにすること。また、航海灯断線等警報ランプを設けること。なお、発電機盤、給電盤、充放電盤等その他必要なものを備えること。

③　操舵室集合盤

航海灯表示盤、分電盤、遠隔発停盤、電灯、スイッチ類等の必要なものを備えること。

④　照明器具及びコンセント

ア．機関室、倉庫、タンク室、空調機室、操舵室、客室、トイレ等の部屋に蛍光灯、白熱灯、非常灯を適正な数量、適正な位置に設置すること。なお、必要に応じ防水を施したものとすること。

イ．探照灯、移動灯（ケーブル付き）を最適な数量を装備すること。

ウ．コンセントは必要な箇所に最適な数量を設置すること。

⑤　通信航海及び小型電気装置

ア．１０．４インチ、６４マイル程度のレーダー・ＧＰＳを装備すること。

イ．３０ワット、ラジオ、カセット付き程度の拡声装置１式を装備すること。なお、操舵室から客室等の必要な場所に放送可能なものとすること。

ウ．客室でＤＶＤ上映可能なモニター及びＤＶＤ再生装置を装備すること。

エ．操舵室と機関室等の必要な場所に応信ベルを装備すること。

オ．アからエの装置は実績がある国産メーカーで、納入後、対馬市内で保守、修理等の対応がスムーズにできるものとする。

⑥　電線・電路

ア．主要電線は船舶用電線を使用し、所要の電力負荷に十分対応できるものとする。

イ．電路は動力回路、照明回路、通信及び警報回路並びにその他必要な回路とし、必要に応じ接続函、開閉器等を設置すること。

ウ．配線の要所に表示札により系統種別・行先等を分かるようにすること。

⑦　予備品及び工具類

ア．予備品は小型船舶安全規則等に準拠して装備するほか、メーカー標準により供給するものとし、格納箱に収納すること。

イ．各機器付属の工具類は格納箱に収納すること。

(12)　塗装

次の表に基づき塗装を行うこと。なお、塗料、塗装色は対馬市と協議すること。

塗　装　箇　所	塗　　料	仕 上 げ 回 数
外板喫水線下部	最適な塗料 最適な塗料	1回以上 2回以上
外板喫水線上部	最適な塗料	1回以上
甲板	最適な塗料、滑り止め仕上げ	2回以上
甲板上構造物外面	最適な塗料	1回以上
機関室内	最適な塗料	1回以上
燃料タンク	最適な塗料	1回以上
船体及び上部構造内部	最適な塗料	1回以上
※①この表に示していない部分については、対馬市と協議し対応すること。 ②防熱、防音の施工箇所は無塗装とする。 ③環境に配慮した塗料を使用すること。		

(13)　諸標示

次の表に基づき諸標示を行うこと。なお、標示色は対馬市と協議すること。

標　　示　　名	標　示　場　所	標　示　方　法
船名	船首部各舷 ブルワーク船尾端	塗装 塗装
船籍港名	ブルワーク船尾端	塗装
救命器具標示	各配置箇所	
市マーク	船主部各舷	塗装
トン数表示板	最適な場所	プラスチック製
注意札、掲示板 船室名札等	最適な場所 最適な場所	プラスチック製 法令及び対馬市との協議による。
バリアフリー掲示板	最適な場所	掲示ボード
※①この表に示していない標示については、対馬市と協議し対応すること。 ②環境に配慮した塗料を使用すること。		

(14)　提出図書

次の表の図書を紙媒体で製本し提出すること。

名　　称	設計後提出すべき部数	完成後提出すべき部数
建造仕様書	2	2
諸試験成績書	－	2
一般配置図	2	2
排水量等テーブル	2	2
重量重心計算書	2	2
復原性計算書	2	2
旅客定員計算書	2	2
総トン数計算書	2	－
速力馬力推定計算書	2	－
中央横断面図	2	2
構造部材計算書	2	2
船体構造図（主機台含む。）	2	2
マスト構造図	2	2
舵構造図	2	2
開口配置図	2	2
採光装置図	2	2
諸室装置図	2	2
消防救命設備及び脱出経路配置図	2	2
機関室全体装置図	2	2
諸機関系統図（機関・船体）	2	2
軸系配置図	2	2
排ガス管装置図	2	2
電路系統図	2	2
上架要領図	2	2
主要機器図（予備品他含む。）	－	2
各機器取扱説明書	－	2
工程写真及び完成写真	－	2

※なお、電子記憶媒体により１部提出すること。

６．関係法令の遵守

新船の設計、施工、検査等にあたっては、次に掲げる全ての関係法令を遵守しなければならない。

①　船舶安全法（昭和８年法律第１１号）撓

②　船舶安全法施行令（昭和９年２月１日勅令第１３号）

③　船舶安全法施行規則（昭和３８年９月２５日運輸省令第４１号）

④　小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和２８年８月３１日政令第２５９号）

⑤　小型漁船の総トン数の測度に関する省令（昭和２８年８月３１日運輸省令第４６号）
⑥　小型船舶の登録等に関する法律（平成１３年法律第１０２号）
⑦　小型船舶登録令（平成１３年１１月３０日政令第３８１号）
⑧　小型船舶登録規則（平成１４年２月１日国土交通省令第４号）
⑨　小型船舶に係る検査及び確認に関する省令（昭和６２年９月２９日運輸省令第５６号）
⑩　小型船舶安全規則（昭和４９年８月２７日運輸省令第３６号）
⑪　小型船舶の基準を定める告示（平成１４年６月２５日国土交通省告示第５１７号）
⑫　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）
⑬　労働基準法（昭和２２年法律第４９号）
⑭　労働基準法施行規則（昭和２２年８月３０日厚生省令第２３号）
⑮　労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）
⑯　労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）
⑰　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）
⑱　エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和５４年法律第４９号）
⑲　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号）
⑳　製造物責任法（平成６年法律第８５号）
㉑　長崎県及び対馬市の関係する条例、規則等
㉒　その他関係する法令、各種関係規格等

７．材料

新船建造に使用する材料は日本工業規格（ＪＩＳ）、電気工業規格（ＪＥＭ）等の関係する規格を十分満たした良質なものを使用し、材料証明又は材料試験成績書等を提出すること。なお、使用する諸機器、材料についてはあらかじめ対馬市の承認を受けること。

８．設計及び施工

新船の建造にあたっては、設計段階において対馬市と十分協議すること。

仕様書に明記されていないものであっても関係法令上、運航操船上、必要不可欠なものについては、これを施工、設備しなければならない。

各部の施工は、良好な条件のもとで熟練した技能者により、正確、丁寧に施工しなければならない。

設計、施工管理は請負者の責任で行い、その費用は工事費に含むこと。

９．試験

新船の引き渡しまでに必要な諸試験を行い、諸性能を確認するとともに必要な成績図書を提出すること。なお、試験に係る費用は工事費に含むこと。

10．検査

請負者は新船完成後に日本小型船舶検査機構（ＪＣＴ）及び対馬市の検査を受け合格とする。

また、建造過程において、対馬市の立ち会いのもと、中間検査等必要に応じ、立ち入り検査を実施し、発注した仕様と実際に建造された新船に相違がないか等の確認を行うこと。なお、

検査に係る費用は工事費に含むこと。

11．設計変更等

仕様に疑義が生じた場合や仕様書に記載されていない事項の対応については、対馬市と協議し、請負者の勝手な判断により対応しないこと。また、着工後、設計変更は原則として行わない。ただし、新船の強度、操船の機能低下、美観を損なわない等の場合に限り、対馬市と協議を行い対応すること。

12．納入

新船の納入については、運転、検査等を全て完了し、属具備品、備品類を全て搭載し、直ちに運航できる状態とする。

納入場所は長崎県対馬市豊玉町仁位港内浮桟橋とする。

13．提出書類

請負者は契約後、対馬市の指定する期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、工事において提出が不要である場合はこの限りではない。

また、提出した書類に変更がある場合は、速やかに処理し対応しなければならない。なお、部数については、対馬市と協議の上決定する。

① 現場代理人等決定通知書
② 実施工程表
③ 施工計画書
④ 下請負人報告書
⑤ 承認図書
⑥ 中間検査、竣工立会検査等願書（任意様式）
⑦ 検査、試験成績書
⑧ 工事写真（施工、完成）
⑨ 工事打合せ簿
⑩ 完成図書
⑪ 完成通知書
⑫ その他、対馬市が必要とする資料等

14．瑕疵期間及び保守体制等

請負者は、完成後１年以内に発生した材料又は、建造上の不具合等について請負者の責任に帰すべき不備、故障及びトラブルについては、請負者が無償で修理、調整等を行わなければならない。

また、障害時に関し、年間を通じ２４時間体制で連絡できる体制で、通報を受け原則１２時間以内に専門技術者を派遣し、船籍港及び最寄りの港湾施設において対応できる体制とすること。

15．仕様の疑義等

仕様に関する疑義又は、仕様に記載されていない細部については、必ず対馬市と協議し、受注者の判断で決定してはならない。

16. 航路改善計画等の取得

航路改善計画、参加及び提案の方法等については、対馬市公式ホームページから取得すること。

アドレス　http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/

17. その他

契約締結に係る全ての費用は請負者の負担とする。

提案に係る費用は提案参加者の負担とする。